

5. デジタルファースト実装に向けた 分野横断的な課題

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題

- デジタルファーストの実装に向けては、下記のような分野横断的な課題が存在する。

- API連携

- 法人電子認証

以下で、現状の課題を検証し改善策を提案する。

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題【API連携】

<API連携の課題>

- 行政の外部連携APIは“開発者フレンドリー”かつ“使われるためのAPI”であるべきだが、民間の事業者からは改善を望む声が多い。
- 開発者向けの問い合わせ窓口が設けられているが、質問や要望への対応が充分とは言えない。

事業者から寄せられている声の例)

- 問い合わせから回答が来るまでに1週間かかり、その間開発を止めなくてはならなかった。
- e-Govの問い合わせ窓口は総務省だが、申請内容に関することは厚労省に問い合わせるよう回答された。当初から厚労省に問い合わせられるようにしてほしい。
- e-Tax,eLTAXもREST APIにしてほしい。
- 人名の漢字など利用可能な文字については、特殊な制限ではなく標準的な文字コードにしてほしい。
- テスト環境の開放時間（e-Govは24時間）が短く、長くしてほしい。
- テスト期に送信したファイルを別途送付しているが、不要としてほしい。
- 突然テスト環境が利用できなくなったことがあり、停止する際には事前に告知してほしい。
- 仕様書がアップデートされておらず、本番環境が変わっていたことがある。
- 申請の受理やエラーの通知について、サービスを介して自動のお知らせ機能が付けられるようにしたい。
- 他の開発者からも同様の質問をしている場合がある。回答や対応状況はWeb上で公開してほしい。 など

- 関係省庁・民間事業者・有識者等による検討の場の設置や、関係者によるコミュニティの育成等により、オープンな議論が行えるようにすべき。

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題【法人電子認証】

<法人電子認証の課題>

オンライン手続に必須となる法人の電子証明書について、以下のような理由から取得が進んでいない。

- 登記所への発行申請がオンライン化されていない。
(発行申請書、発行申請ファイルが格納されたCD等、印鑑カードの持参/郵送が必要。)
- e-Tax、e-Govでは民間が発行する法人電子証明書も認められるが、認知度が低い。
- e-Tax、e-Govでは法人代表者の公的個人認証による電子証明書も認められるが、認知度が低い。

- 
- 登記所が発行する電子証明書については、申請から受付までオンライン完結する仕組みとすべき。
 - 民間の電子証明書や代表者の公的個人認証など、事業者にも電子証明書の選択肢をわかりやすく示すべき。
 - 社内の労務担当者などによる代理申請の利便性を高めるため、手続ごとに代理申請の届出書を添付するのではなく、民間による電子認証サービスの属性認証の仕組みを活用すべき。
 - また電子証明書による方法以外にも、複数要素による認証など、リスクに応じた認証のあり方についても検討すべき。

6. 一括整備法令による対面・書面規制の撤廃

6. 一括整備法令による対面・書面規制の撤廃

- 制定時の技術を前提として「対面（面前）」や「書面」を規定している法令について、一括整備法令（法解釈の通達等を含む）により、最新技術を用いた電子化を認める改正を行うべき。

＜一括整備法令による改正対象となる法令の例＞ ＊次ページに詳細を記述。

- 薬機法
 - 会社法
 - 金融商品取引法
 - 宅地建物取引業法
 - 借地借家法
 - 労働契約法
 - 著作権法
 - 道路運送法
 - 公証人法
 - マネロン法
 - 年齢確認を求める各種法令
- 等

- また、民民間の慣行として対面・書面が残っている取引についても対象とし、デジタル・オンラインを原則とすることを強力に推進すべき。

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）

対象となる法令	改正目的・内容	
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。
会社法301条 等	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
宅建業法上の解釈等	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されるがその他の分野についての解禁が課題として残っている。
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	・借地借家方上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）つづき

対象となる法令	改正目的・内容	
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2 等	労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
労働者派遣法施行規則第26条、27条 等	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
著作権法21条、35条 等	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	・オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
著作権法	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。(※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
道路運送法、関係通達	運行管理における対面点呼原則の撤廃	・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。
公証人法第58条第1項、第62条ノ6第1項	電子定款手続のオンライン完結	・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場から受取人へオンラインでの送付を認める。
犯罪収益移転防止法及び政省令 ほか年齢確認を求める法令、通達 等	本人確認のデジタル完結	・非対面での本人確認手段・依拠方法を多様に認める。

7. デジタルファースト推進運動

7. デジタルファースト推進運動

国全体としてのデジタルファースト推進に向けて、以下のような、実際の行動を伴う運動を提案する。

➤ 行政による率先したデジタル化

- 行政から国民・事業者が発する通知のデジタル化を徹底し、GPKI（政府認証基盤）の官職証明書を利用した電子署名の活用により、「書面+公印」からの移行を進める。
- GPKIの官職証明書を利用した電子署名については、受領側（民間側）の環境が整わないことを理由にするのではなく、電子署名の検証ソフトウェアの配布など環境整備を推進する。

➤ 機運の醸成と意識改革

- 電子契約、電子署名等を官民で実行する『デジタルファースト推進月間』などで機運を高め、デジタル化を一気に進める契機を作る。
- 対面での会議の削減・廃止やWeb会議の積極活用など、新しい働き方と合わせてデジタルファーストを実感する機会を推奨し、社会全体の意識改革を進める。

Hello, Future!

